

介護保険法優先の「日常生活用具」の種目について

日常生活用具については、40歳未満の障がい者の方は障害者総合支援法における給付を受けることができます。しかし、介護保険に該当する方は障がいを持っている方であっても、一物品目については介護保険の利用が優先されます。（「福祉用具貸与」または「特定福祉用具販売」）また、住宅改修についても、介護保険による「居宅介護住宅改修」での対応となります。

なお、介護保険においては、要介護・要支援で貸与・購入対象品目が異なりますので、利用が必要な方は、担当ケアマネージャーまたは地域包括支援センターへご相談ください。

1. 障害者総合支援法と介護保険法の適応表

手帳が給付要件と合っても、下記の表の通り、介護保険制度が優先となります。

	生活保護	
	受給していない	受給している
65歳以上の障がい者	介護保険	介護保険
40歳以上65歳未満の障がい者(特定疾病あり)	介護保険	障がい福祉
40歳以上65歳未満の障がい者(特定疾病なし)	障がい福祉	障がい福祉
40歳未満の障がい者	障がい福祉	障がい福祉

介護保険で対象となる病気(特定疾病)16種類

・がん末期	・脊柱管狭窄症
・関節リウマチ	・早老症
・筋萎縮性側索硬化症	・多系統萎縮症
・後縦靭帯骨化症	・糖尿病性神経障害、 糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
・骨折を伴う骨粗鬆症	・脳血管疾患
・初老期における認知症	・閉塞性動脈硬化症
・進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病	・慢性閉塞性肺疾患
・脊髄小脳変性症	・両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

2. 対象品目についての対応表

障害者総合支援法における「日常生活用具」と、介護保険法における①「福祉用具貸与」及び②「特定福祉用具購入」の該当品目は次のとおりです。

①「日常生活用具」→「福祉用具貸与」

日常生活用具	福祉用具貸与
特殊寝台	特殊寝台、特殊寝台付属品
特殊マット	床ずれ防止用具
体位変換器	体位変換器
移動用リフト(※)	移動用リフト(つり具の部分除く)(※)
移動・移乗支援用具(※)	手すり、スロープ(※)
特殊尿器	自動排泄処理装置

②「日常生活用具」→「特定福祉用具購入」

日常生活用具	特定福祉用具購入
便器(※)	腰掛け便座(※)
特殊尿器	自動排泄処理装置の交換可能部品
入浴補助用具(※)、入浴担架	入浴補助用具(※)
移動用リフト(※)	移動用リフトのつり具の部分(※)

※設置及び取替えにあたり住宅改修を伴うものは、日常生活用具の「居宅生活動作補助用具(住宅改修)」または介護保険法の「居宅介護住宅改修」での申請となります。

→【案内ちらし2】日常生活用具「居宅生活動作補助用具(住宅改修)」について参照